

別表									
項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
1	平成25年度 諮問受理第51号	平成25年 5 月21日 付け大生保生第 211号	平成25年 3 月 7 日	大生保生第1294号認める、福祉局生活保護課決定事項求む。(局に求む) 大市第91号参考 大生保生第1295号・市民の声No. 1001-10608-001-01 市民の声No. 1101-11587-001-01 参照 大生保生第768、780・784・1125号示す	生野区役所保健福祉課 (生活支援)	平成25年 3 月21日付け大生保生第1380号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため。	平成25年 4 月11日	処分の取り消しを求める。(職権乱用「整合性欠く行為」有。) 決定以降は、情報提供可 (リーフレット) 大生保生第579号「不」有って、③ア決定する。 大情審答申第272号「不」は、独自行為明確。(第5「判然としない」見解又、区長決済・課決済欠く事態。答申第316号「同意書規定」は、④アとは、「不同意可規定」答申第322号「発行」規定は、③アとは、「行政指導」規定 ----- 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、大生保生第1294号が他法他施策の活用についての根拠を求めた市民の声に対して回答した根拠法令等を公開決定したものであることから、答申第332号第11 (2) にいう主治医への照会に係る生活保護業務の手続に関することに該当すると判断したため、(か) 欄に記載の決定を行った。
2	平成25年度 諮問受理第52号	平成25年 5 月21日 付け大生保生第 213号	平成25年 3 月 7 日	大総務監第91号は、通知 2 点引用したが、当通知実施可の論拠示すも全部求む。本件 (91号事案の元) は、障害者自立支援法解釈する他法他施策の活用で有る為、当該法判断前提の通知類引用が、法理に成る。	生野区役所保健福祉課 (生活支援)	平成25年 3 月21日付け大生保生第1381号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため。	平成25年 4 月11日	平成25年度諮問受理第51号と同じ。 ----- 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、「他法他施策の活用」との記載などから、答申第332号第11 (2) にいう主治医への照会に係る生活保護業務の手続に関することに該当すると判断したため、(か) 欄に記載の決定を行った。
3	平成25年度 諮問受理第53号	平成25年 5 月21日 付け大生保生第 215号	平成25年 3 月 8 日	大総務監第54・55・56号は、地公法の第32条「法令等従う義務」示しているが、大阪市個人情報保護条例 (公開条例第 7 条 7 号) を全く着目しない法令根拠求む。	生野区役所保健福祉課 (生活支援)	平成25年 3 月21日付け大生保生第1389号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため。	平成25年 4 月11日	平成25年度諮問受理第51号と同じ。 ----- 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、大総務監第56号が医療機関への診療状況照会に関する通知に係る開示請求であることなどから、答申第332号第11 (2) にいう主治医への照会に係る生活保護業務の手続に関するものと判断したため、(か) 欄に記載の決定を行った。
4	平成25年度 諮問受理第54号	平成25年 5 月21日 付け大生保生第 217号	平成25年 3 月 8 日	大生総第106・107・108号は、地公法第32条「法令等従う」義務示すが、大阪市個人情報保護条例 (公開条例第 7 条 7 号) を全く着目しない法令根拠求む。(大情審答申第272号「法令ない」) (大生保生第825号第 3 - 1・2・3「法令基づく場合」示している)	生野区役所保健福祉課 (生活支援)	平成25年 3 月21日付け大生保生第1390号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため。	平成25年 4 月11日	平成25年度諮問受理第51号と同じ。 ----- 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、大生総第106・107・108号が他法他施策等に関する開示決定通知書であることなどから、答申第332号第11 (2) にいう主治医への照会に係る生活保護業務の手続に関することに該当すると判断したため、(か) 欄に記載の決定を行った。
5	平成25年度 諮問受理第55号	平成25年 5 月21日 付け大生保生第 219号	平成25年 3 月 8 日	地公法第31条『服務の宣誓』は、人事室人事課従事すべき所管で有り、市内「不存在」たる「神経症」(大健こ第258号・大福祉第1951・3571号・大生保生第574 (768) ・972 (1125) 号・780・784号等) が、障害者自立支援法に成るのが分かるもの求む。(地公法第32条)	生野区役所保健福祉課 (生活支援)	平成25年 3 月21日付け大生保生第1391号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため。	平成25年 4 月11日	平成25年度諮問受理第51号と同じ。 ----- 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、「神経症」「障害者自立支援法」との記載などから、答申第332号第11 (2) にいう主治医への照会に係る生活保護業務の手続に関することに該当すると判断したため、(か) 欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
6	平成25年度 諮問受理第56号	平成25年 5 月21日 付け大生保生第 221号	平成25年 3 月 8 日	福祉局は、大健福第6054(1098・ 2207・4090・3375) が、大健福第 1918号・大福祉第1951・3571 (802) ＝大情審答申第272号参照＝の整合性 計れずを正当とするのは、地公法第 32条「法令等従え」示す上の法令根 拠求む。	生野区役所保健福 祉課 (生活支援)	平成25年 3 月21日付け大 生保生第1392号 公開請 求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の 件名又は内容」の記載の内容から、 情報公開制度の趣旨から著しく乖離 しており、権利の濫用と解されるた め。	平成25年 4 月11日	平成25年度諮問受理第51号と同じ。 ----- 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、大健 福第1918号が他法他施策活用を求めた厚生労働省通知に係る 公開決定であることなどから、答申第332号第11(2)にいう主 治医への照会に係る生活保護業務の手続に関することと判断 したため、(か) 欄に記載の決定を行った。
7	平成25年度 諮問受理第57号	平成25年 5 月21日 付け大生保生第 223号	平成25年 3 月 8 日	市民局は、地公法第32条「法令に従 え」(公開条例第 7 条 7 号) 示す上 で、大市民第6139(6090・6107) ・ 6167号が、6121 (6119) 号と成り、 大市民第6127号有・大福祉第802号大 生保生第251号有、大健福第1918号 有、大情審答申第272号有、大市民第 6013(6001) 号「謝罪」有っての事実 から、大市民第256号「謝罪」示さ れ、市民の声No. 1201-13840-002-01 (1001-10289-001-02) の大阪市個人 情報保護条例第 7 条着目欠くのは、 示す法令求む。＝つまり、本人除外 可法令	生野区役所保健福 祉課 (生活支援)	平成25年 3 月21日付け大 生保生第1393号 公開請 求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の 件名又は内容」の記載の内容から、 情報公開制度の趣旨から著しく乖離 しており、権利の濫用と解されるた め。	平成25年 4 月11日	平成25年度諮問受理第51号と同じ。 ----- 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、大健 福第1918号が他法他施策活用を求めた厚生労働省通知に係る 公開決定であることなどから、答申第332号第11(2)にいう主 治医への照会に係る生活保護業務の手続に関することと判断 したため、(か) 欄に記載の決定を行った。
8	平成25年度 諮問受理第58号	平成25年 5 月21日 付け大生保生第 225号	平成25年 3 月11日	大阪市情報公開審査会は、答申第316 号を障害者自立支援法解釈したもの の全部 (他法他施策の活用内、自立支 援医療に当定有)	生野区役所保健福 祉課 (生活支援)	平成25年 3 月21日付け大 生保生第1394号 公開請 求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の 件名又は内容」の記載の内容から、 情報公開制度の趣旨から著しく乖離 しており、権利の濫用と解されるた め。	平成25年 4 月11日	平成25年度諮問受理第51号と同じ。 ----- 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、 「(他法他施策の活用内、自立支援医療に当定有)」との記 載などから、答申第332号第11(2)にいう主治医への照会に係 る生活保護業務の手続に関することに該当すると判断したた め、(か) 欄に記載の決定を行った。
9	平成25年度 諮問受理第59号	平成25年 5 月21日 付け大生保生第 227号	平成25年 3 月11日	生野区役所は、生活保護法第50条・ 医療担当規定第 7 条が、医師法・医 療法解釈勝るのを示すもの求む。 (大生保生第429号示している)	生野区役所保健福 祉課 (生活支援)	平成25年 3 月21日付け大 生保生第1396号 公開請 求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の 件名又は内容」の記載の内容から、 情報公開制度の趣旨から著しく乖離 しており、権利の濫用と解されるた め。	平成25年 4 月11日	平成25年度諮問受理第51号と同じ。 ----- 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、「生 活保護法第50条」「(指定医療機関) 医療担当規定第7条」と の記載などから、答申第332号第11 (2) にいう主治医への照 会に係る生活保護業務の手続に関することに該当すると判断 したため、(か) 欄に記載の決定を行った。
10	平成25年度 諮問受理第60号	平成25年 5 月21日 付け大生保生第 229号	平成25年 3 月11日	生野区役所は、生活保護法第50条解 釈分かるもの求む。(大生保生第559 号の(復刻版) 抜粋も求む。) 法第 27条解釈分かるもの求む。	生野区役所保健福 祉課 (生活支援)	平成25年 3 月21日付け大 生保生第1397号 公開請 求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の 件名又は内容」の記載の内容から、 情報公開制度の趣旨から著しく乖離 しており、権利の濫用と解されるた め。	平成25年 4 月11日	平成25年度諮問受理第51号と同じ。 ----- 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、「法 第50条解釈分かるもの求む」との記載などから、答申第332号 第11(2)にいう主治医への照会に係る生活保護業務の手続に関 することに該当すると判断したため、(か) 欄に記載の決定 を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
11	平成25年度 諮問受理第61号	平成25年 5 月21日 付け大生保生第 231号	平成25年 3 月11日	福祉局生活保護課は、生活保護法第25条解釈分かるもの求む。(大福祉第1933号(復刻版)から抜粋も求む	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成25年 3 月21日付け大生保生第1399号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため。	平成25年 4 月11日	平成25年度諮問受理第51号と同じ。 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、大福祉第1933号に対する異議申立てにおいて異議申立人が、「(自分は) 他法他施策に該当しない」「生活保護法第25条を踏まえた内容ではない」などと主張していることから、答申第332号第11(2)にいう主治医への照会に係る生活保護業務の手續に関することと該当すると判断したため、(か) 欄に記載の決定を行った。
12	平成25年度 諮問受理第62号	平成25年 5 月21日 付け大生保生第 233号	平成25年 3 月13日	市民局人権啓発センターは、大市民第6121号③ア「行政個人情報保護法」示すもの(分かるもの)求む。(大生保生第1315号参照・1316号参考)	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成25年 3 月27日付け大生保生第1425号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため。	平成25年 4 月11日	平成25年度諮問受理第51号と同じ。 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、大市民第6121号が他法他施策(自立支援医療)に係る開示決定通知書であることなどから、答申第332号第11(2)にいう主治医への照会に係る生活保護業務の手續に関することと判断したため、(か) 欄に記載の決定を行った。
13	平成25年度 諮問受理第63号	平成25年 5 月21日 付け大生保生第 235号	平成25年 3 月13日	総務局は、大総務監第54・55・56号の調査資料内、社援保発第0330001号 I-4-(2)③ア表示する「行政個人情報保護法」示すもの(分かるもの)求む。	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成25年 3 月27日付け大生保生第1426号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため。	平成25年 4 月11日	平成25年度諮問受理第51号と同じ。 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、「社援保発第0330001号 I-4-(2) ③ア表示する」との記載などから、答申第332号第11(2)にいう主治医への照会に係る生活保護業務の手續に関することと該当すると判断したため、(か) 欄に記載の決定を行った。
14	平成25年度 諮問受理第64号	平成25年 5 月21日 付け大生保生第 237号	平成25年 3 月15日	生野区役所総務課(大生総第84号)は、大健こ第580号「不存在」を大生保生第1099・1170・1265号の公開決定至るのか、明確に示すもの求む。	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成25年 3 月27日付け大生保生第1427号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため。	平成25年 4 月11日	平成25年度諮問受理第51号と同じ。 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、大生保生第1099号・1170号・1265号がいずれも他法他施策の活用に係る公開決定通知書であることなどから、答申第332号第11(2)にいう主治医への照会に係る生活保護業務の手續に関することと該当すると判断したため、(か) 欄に記載の決定を行った。
15	平成25年度 諮問受理第65号	平成25年 5 月21日 付け大生保生第 239号	平成25年 3 月19日	大生総第206号-5の「ガイドライン」求む。5の「要綱」大生総第136号は、生保資料外で有る。(尚、「消化器内科」の件為、医療扶助関係資料)	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成25年 4 月 2 日付け大生保生第 2 号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため。	平成25年 4 月11日	処分の取り消しを求める。ケース記録票(H21.12月～H22.1月有)本件元々の「消化器内科」予約の件で有る。区のリーフレット実践欠く実態鮮明化する。 「ガイドライン」の公開請求は無く、当然決定も無い。大情審答申第322号11示す案件以外の本件却不相当。 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、大生総第206号が実施機関理由説明書であり、当該理由説明書に係る開示請求が「他法他施策活用に係る診療状況照会書」の開示実施を発端としていることなどから、答申第332号第11(2)にいう主治医への照会に係る生活保護業務の手續に関することと該当すると判断したため、(か) 欄に記載の決定を行った。
16	平成25年度 諮問受理第66号	平成25年 5 月21日 付け大生保生第 241号	平成25年 3 月19日	大生総第106号通知書Aは、大生保生第1313号示すとうり、当通知は、「本人の事情聴収」「レセプト一斉点検」「統括様式」規定有り、大生総第84号(は、大健福第1918号否定する。)相違(当通知欠く、レセプト不知示す)する為、整合性欠く。(不法)	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成25年 4 月 2 日付け大生保生第 3 号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため。	平成25年 4 月11日	平成25年度諮問受理第51号と同じ。 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、「大生総第106号A」「本人の事情聴収」「レセプト一斉点検」との記載などから、答申第332号第11(2)にいう主治医への照会に係る生活保護業務の手續に関することと該当すると判断したため、(か) 欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
17	平成25年度 諮問受理第67号	平成25年 5 月21日 付け大生保生第 243号	平成25年 3 月19日	生野区役所は、既存する大生保生第574号否定する大生保生第1170号決定有る。574号白紙撤回なら「諮問通知書」大生保生第768・780・784号不法。但し、574号と1170号の整合性示すもの有れば求む。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成25年 4 月 2 日付け大生保生第 5 号 公開請求 却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため。	平成25年 4 月11日	平成25年度諮問受理第51号と同じ。 ----- 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、大生保生第1170号が「大生保生第1055号表示内、『神経症』表記あるもの」に係る開示決定通知書であり、第1055号では他法他施策活用に係る根拠法令等の公開決定していることなどから、答申第332号第11(2)にいう主治医への照会に係る生活保護業務の手続に関することに該当すると判断したため、(か) 欄に記載の決定を行った。
18	平成25年度 諮問受理第68号	平成25年 5 月21日 付け大生保生第 245号	平成25年 3 月22日	大情審答申第332号は、実施機関生野区役所分を「社保第117号（査察指導嘱託委規定）」「社発第727号（精神科嘱託医規定）」判断したもの求む。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成25年 4 月 3 日付け大生保生第 7 号 公開請求 却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため。	平成25年 4 月11日	平成25年度諮問受理第51号と同じ。 ----- 実施機関は、(え) 欄に記載の公開請求の趣旨を、「答申第332号は、生野区役所が行った主治医への診療状況照会は精神科嘱託医の判断を抜きに決定されているから、その根拠を求めている。」と理解したことから、答申第332号第11(2)にいう主治医への照会に係る生活保護業務の手続に関することと判断したため、(か) 欄に記載の決定を行った。
19	平成25年度 諮問受理第69号	平成25年 5 月21日 付け大生保生第 247号	平成25年 3 月22日	生野区役所は、査察指導嘱託医・地区担当員、(社保第117号-区引用市民の声回答大生総168・169号) 精神科嘱託医（社発第727号-区決定大健福第3709号）大生保生第1085号表示有。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成25年 4 月 3 日付け大生保生第 8 号 公開請求 却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため。	平成25年 4 月11日	平成25年度諮問受理第51号と同じ。 ----- 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、大健福第3709号が他法他施策の活用を求めた厚生労働省通知等の公開決定通知書であることなどから、答申第332号第11(2)にいう主治医への照会に係る生活保護業務の手続に関することと判断したため、(か) 欄に記載の決定を行った。
20	平成25年度 諮問受理第70号	平成25年 5 月21日 付け大生保生第 249号	平成25年 3 月22日	福祉局生活保護課・生野区役所生活支援担当両職は、社保第117号・社発第727号表示。社保第117号「査察指導嘱託医」・社発第727号「精神科嘱託医」の判断不要とした③ア示す論拠分かるもの求む。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成25年 4 月 3 日付け大生保生第 9 号 公開請求 却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため。	平成25年 4 月11日	平成25年度諮問受理第51号と同じ。 ----- 実施機関は、(え) 欄の旨の公開請求の趣旨を、項番19と同様の趣旨であると理解したことから、答申第332号第11(2)にいう主治医への照会に係る生活保護業務の手続に関することと判断したため、(か) 欄に記載の決定を行った。
21	平成25年度 諮問受理第87号	平成25年 7 月 4 日 付け大生保生第 440号	平成25年 4 月26日	①大情審答申第272号（大生支第113号「不」独自理由） ②大情審答申第316号（通知上、④ア「法令に基づく場合」）「独自」とは、「法令」基づかずは、法理当然だが、市は、基づく主張根拠示すもの求む。（法令示せ）	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成25年 5 月 9 日付け大生保生第141号 公開請求 却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため。	平成25年 6 月 4 日	処分の取り消しを求める。法令は独自禁止規定示す。 尚、決定当時は、申請時「同意書」示していた!!!答申第272号別表を注視 生活保護法第50条は、都道府県知事の権限示す条文。本市除外為、実施機関も、事例・判例（本件）「不存在」決定有。 （大生保生事案）※実態欠く、④ア示している!! ----- 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、「大情審答申第272号」「大情審答申第316号」「通知上④-ア『法令』基づかず」との記載などから、答申第332号第11(2)にいう主治医への照会に係る生活保護業務の手続に関することに該当すると判断したため、(か) 欄に記載の決定を行った。
22	平成25年度 諮問受理第93号	平成25年 8 月12日 付け大生保生第 592号	平成25年 7 月 2 日	末通院（継続＝レセプト不存在継続）の 6 ・ 7 貼り付ける病状照会する規定 大情審答申第272号別表 1 （市民の声回）	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成25年 7 月 9 日付け大生保生第462号 公開請求 却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため。	平成25年 7 月19日	処分の取り消しを求める。◎事実分からず（末通院）、行政指導不可「末通院」不知（大健福第4419号）・通知書A（大生総第10号）（原案） 答申表示欠く為、該当する答申案件不明。 末通院を主張する公開資料欠く。社援保発第0330001号は、通知内「レセプト」「医療要否意見書」の表記点が「通院中」示されている。 ----- 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、「末通院（継続＝レセプト不存在決定）の 6 ・ 7 貼り付ける病状照会する規定」との記載などから、答申第332号第11(2)にいう主治医への照会に係る生活保護業務の手続に関することに該当すると判断したため、(か) 欄に記載の決定を行った。

(注) 1 (え) 欄及び(け) 欄については、原則として異議申立人の記載のとおりとしている。
2 法律名称が変更しているものについても当時の名称のまま記載している。